

2011年10月29日

No.139

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

給与法：基本権成立なければペテンだ(又市) 締結権はない。要望受け理解求めた(総務相)

又市副党首は27日(木)参院総務委員会で川端・新総務大臣らに質問。政権(野田総理)が国家公務員給与を9月の人勧(▼0.23%)に基づかず、3カ年にわたり7.8%引き下げる「給与臨時特例法案」で強行突破する意向を責めた。自民・公明・たちあがれの質問者も「給与減額特例法は人勧無視で違法・違憲の疑い」と声をそろえた。



又市副党首は「人勧抜きの給与決定が法的に許されるのは、労働基本権回復や国公法の改正、労働三権が回復し代償措置が不要となった後ではないか」と追及。人事院総裁は「憲法の求める代償措置の仕組みに反す点、一律下げの点、3カ年凍結の点でたいへん遺憾」と答弁。しかし川端大臣は「震災・財政事情から下げる。公務労協と意見交換し理解求めた」と答弁。又市副党首は「2000年最高裁判決の言う《きわめて異常な事態》すら超え、違憲の疑いが強い」と迫った。大臣は「臨特法は下げ幅が大きいので人勧内容を内包している」と強弁した。

又市副党首が「労働基本権回復の法案と同時成立という約束だが、(自民党などの基本権反対で)成立しない場合、労組をペテンにかけたことになる。同時成立なければ賃下げしないか」と迫ったが、大臣は「同時成立をお願いしている」と繰り返した。(なお基本権についても、回復の程度につき意見の相違や、自民党などの原則反対がある。)

「地公給与の引下げは求めない」：大臣

又市副党首は「地公給与につき片山前大臣が『国公と同じに下げよとは言わぬ』と答えたのは当然だ。地公については基本権回復の法案も出ていない。引下げを求めるな」と要求、川端大臣は「条例で決まるべき。総務省として国公と同じ引下げを要請したり、引下げを前提に交付税削減をしない」と答弁。給与臨時特例法案は不当だが、地公に波及させないとの大臣確言を取ったことは特筆してよい。

復興財源：交付税で1兆6000億円増は前進

福島原発除染対策等に7,000億円 郵政「ユニバ」確保へ審議が再開

又市副党首は、「3次補正は社民党の要望を容れ、復旧・復興の地方負担1兆6000億円を従来の地方債でなく交付税で出すのは前進だ」と述べ「福島県が原発被災対策で自由な交付金を求めていたがどうか」と質問。「除染2,000億円など約7,000億円(うち取崩型基金570)」を確認した。郵政改革法については自見大臣が「サービス回復のため成立に全力を尽す」と答弁。